

65歳以上の方の介護保険料が改定されました

平成21年度から65歳以上の方の介護保険料が改定されました。

閩長寿介護課 ☎443



介護を必要とする方が訪問介護等の介護サービスを受けた場合に、介護サービスを提供した事業所に支払われる費用は、40歳以上の方が納める保険料と公費(税金)およびサービスを受けた利用者が支払う利用料によって賄われています。

市では、このたび平成21年度から23年度までを計画期間とする「第4期八潮市介護保険事業計画」を策定し、これに基づいて65歳以上の方が負担する介護保険料を改定しました。

介護保険料の決まり方

65歳以上の人の保険料は、市の介護サービスに係る費用などから算出された「基準額」をもとに、皆さんの所得に応じて決まります。

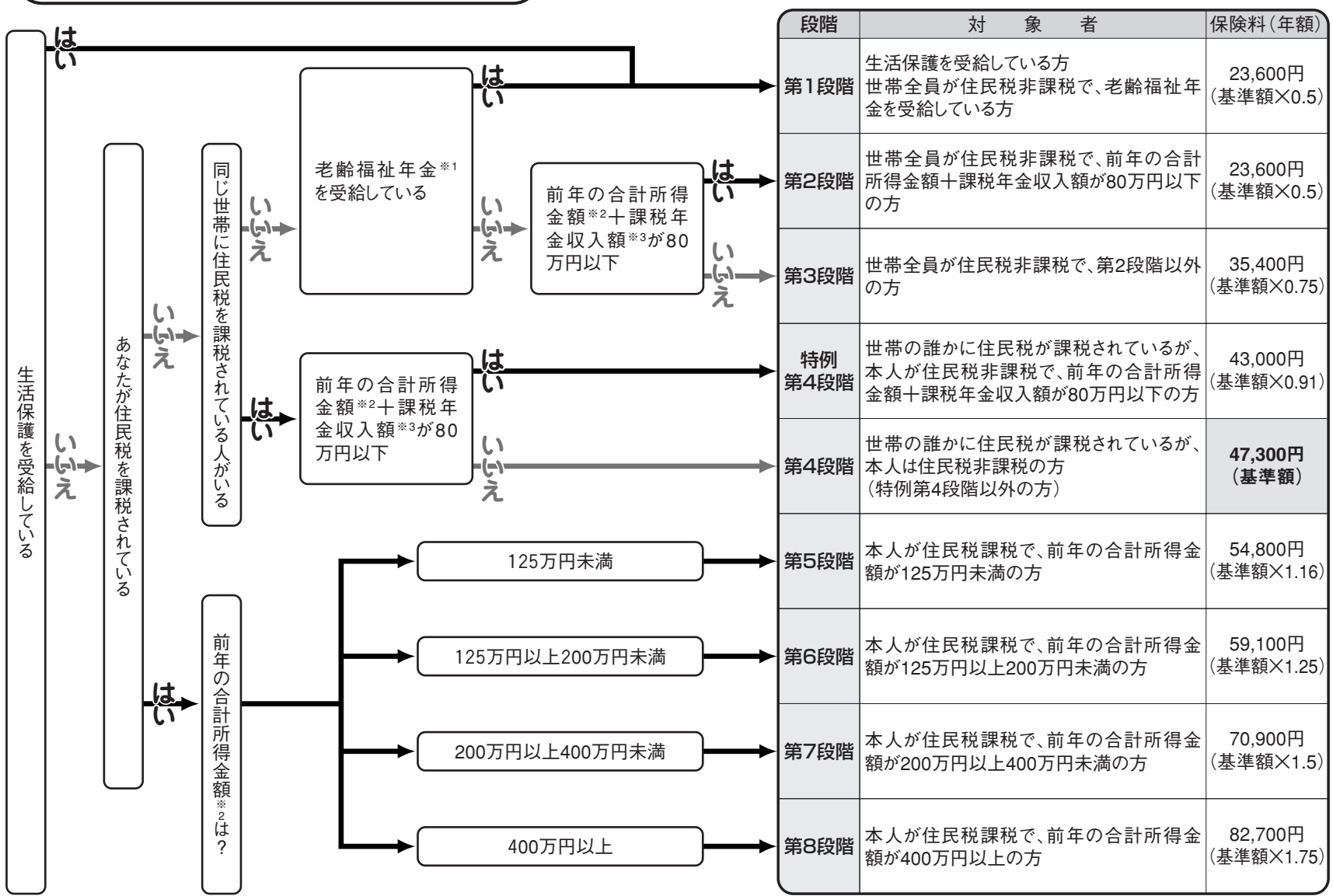
基準額とは、各所得段階において保険料を決める基準となる額のことです。本人と世帯の課税状況や所得段階に応じて段階的に決められています。

$$\text{基準額 } 47,300\text{円} = \frac{\text{八潮市の介護サービス総費用のうち65歳以上の人の負担分}}{\text{八潮市の65歳以上の人数}}$$

※八潮市の基準額月額3,934円 (年額は百円未満切上げ)
 全国平均基準額月額4,160円

◎保険料についての個別通知は、平成20年の所得および課税状況等に応じて計算し、6月中旬に「自宅」に郵送します。

保険料を確認しておきましょう



※1 老齢福祉年金 明治44年4月1日以前に生まれた人などで、一定の所得がない人や、他の年金を受給できない人に支給される年金です。

※2 合計所得金額 収入金額から必要経費に相当する金額(収入の種類により計算方法が異なります)を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。

※3 課税年金収入額 国民年金・厚生年金・共済年金等課税対象となる種類の年金収入額のことです。なお、障害年金・遺族年金・老齢福祉年金等は含まれません。